

## ○西粟倉村広告取扱要綱

平成 22 年 3 月 8 日

要綱第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西粟倉村（以下「村」という。）が保有する村有資産等を、民間事業者等の広告を掲載又は掲出（以下「掲載等」という。）する媒体（以下「広報媒体」という。）として活用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 村有資産等 村が保有し、又は保有することとなっている物件その他の資産（借用物を含む。）をいう。
- (2) 民間事業者等 法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 広告 民間事業者等が行う広告をいう。ただし、法令等に基づく表示又は国、地方公共団体その他の公共団体若しくはこれらの委託を受けた者が公共のためにする表示等であって、広告料を徴収することが適当でないとし、村長が認めるものを除く。
- (4) 広告媒体 次に掲げる村有資産等であって、広告事業に活用するものをいう。

ア 印刷物

イ ウェブページ

ウ 土地、建物、車両、工作物等の物件

エ その他村が必要と認める村有資産等

(村有資産等の適正な使用)

第 3 条 村有資産等を広報媒体として活用する広告主は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、西粟倉村財務規則（昭和 42 年規則第 3 号）その他関係法令等の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

(広告掲載等の範囲)

第 4 条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものは、掲載等の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題その他についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

- (10) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (11) 当該広告の内容について村が推奨している等、村民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 比較広告
- (13) その他村有資産等の性質等に照らし広告を掲載等することが適当でないと思えられるもの

2 広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準（以下「広告取扱基準」という。）を作成する。

（広告掲載等の付記事項等）

第5条 広告掲載等に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にするため、原則として、村の広報等と広告掲載等欄とを区分し、当該広告掲載等欄に「広告」等の文言を記載して民間事業者等の広告であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関する事その他必要な事項を注記するものとする。

（広告事業の実施方法）

第6条 広告事業における広告媒体の種類、広告の規格、募集方法及び選定方法等は、当該広告事業ごとに定めるものとする。

（広告主の募集）

第7条 広告主の募集は、村が直接行うほか、広告代理店等を通じて行うことができるものとする。

（広告掲載等の取消し）

第8条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告等を行わずに広告掲載等を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに、広告の原稿又は広告物の提出がないとき
- (2) 広告主が村の信用を失墜し、又は業務を妨害若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (3) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき
- (4) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載等する必要がなくなったとき
- (6) 広告主が書面により、掲載等取下げを申し出たとき
- (7) 広告掲載等期間中において本要綱第4条又は広告取扱基準第5条及び第6条に該当するに至ったとき
- (8) 村の業務上やむを得ない事由が生じたとき

（審査期間）

第9条 村長は、広告事業の実施に当たり必要と認めるときは、広告審査会を設置し、広告の内容や広告主の適否について審査することができる。なお、広告審査会の構成員や開催方法等については、広告事業ごとに別に定めるものとする。

(広告掲載等料の返還)

第 10 条 既に納付した広告掲載等料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載等を中止し、又は広告掲載等に係る契約を解除したときはこの限りでない。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載等料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第 11 条 広告主は、広告の内容等、掲載等された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを村に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。
- 4 掲示物等で、設置及び撤去の費用が必要な場合、当該経費は広告主の負担とする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。
- 5 広告主は、その責めに帰すべき事由により、村に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(事前協議)

第 12 条 広告主は、掲載等しようとする広告の内容について、あらかじめ村と協議するものとする。

- 2 村長は、事前に広告の具体的な内容を審査し、必要と認められる場合は、内容等について広告主に変更又は修正を求めることができるものとする。この場合において、広告主は、正当な理由がない限り変更又は修正に応じなければならないものとする。

(その他)

第 13 条 第 7 条の規定により広告代理店等を通じて広告を募集する場合は、第 11 条及び第 12 条の規定については、「広告主」を「広告代理店等」に読み替え準用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。